

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校等の臨時休業に係る
教職員の休暇に関する特例を定める規則

令和2年3月25日
達示第96号制定

(目的)

第1条 この規則は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、全国の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）に臨時休業が要請されたことを踏まえ、国立大学法人京都大学に勤務する教職員（以下「教職員」という。）が安心して働ける環境を整備するため、当該教職員の休暇に関する特例を定めるものである。

(休暇の事由及び期間)

第2条 教職員が、次の各号に掲げる要件を満たす場合には、当該要件を満たす限りの期間において、特別の有給休暇を与えるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校等の臨時休業（これに相当する事情のあるものを含む。）により、教職員自らが子（小学校第6学年の終期を経過するまでの子に限る。ただし、特別支援学校に在学する子にあっては、この限りでない。）の世話を行わなければ、その養育に著しい支障が生じるものであること。
- (2) 当該特別の有給休暇の取得が、業務の運営に重大な支障を生ずるものでないこと。

（令2達25・一部改正）

(休暇の単位)

第3条 前条の休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。

(休暇の手続き)

第4条 第2条の休暇の手続きは、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号）第28条の規定を準用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、有期雇用教職員に係る第2条の休暇の手続きは、有期雇用教職員就業規則（平成17年達示第37号）第54条第4項の規定を準用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、時間雇用教職員（時間再雇用職員を含む。）に係る第2条の休暇の手続きは、国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則（平成17年達示第38号）第46条第4項の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和2年3月25日から施行し、令和2年3月3日から適用する。

附 則（令和2年達示第25号）

この規則は、令和2年4月17日から施行する。